リベラリズムの公共哲学——J. ロールズの議論に即して

リベラリズムは 19 世紀以降最も有力な公共哲学といってよい。とりわけ 20 世紀の終盤には、学問として高度に発達を遂げただけでなく、西ヨーロッパやアメリカの先進国の政治と経済を実際に支える考え方と見なされた。

この講義ではリベラリズムとその他のさまざまな「イズム」の対抗関係や、リベラリズム内部の多様な潮流と歴史的変遷を詳しく論じることはできない。現代リベラリズムの公共哲学を代表するジョン・ロールズの議論と、それをめぐる論争に焦点を絞って議論する。

教科書・参考書の対応箇所:山岡/齋藤『改訂版 公共哲学』、3章、川崎/杉田『新版 現代政治理論』、5章。

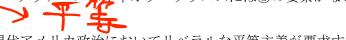
1. リベラリズム(liberalism)とは何か

リベラリズムは「自由主義」と訳されることもあるが、自由主義という言葉はリベラリズムの幅広い含意をカバーするのに十分ではない。リベラリズムは自由(とくに狭い意味での経済的自由)だけを重んじる立場ではない。現代の公共哲学としてのリベラリズムは、むしろ平等や寛容(を通じた宥和)を重んじる立場である。

ロールズの立場は、平等に焦点を合わせたとき「リベラルな平等主義(liberal egalitarianism)」と呼ばれ、寛容に焦点を合わせたとき「政治的リベラリズム(political liberalism)」と呼ばれる。

(1)現代リベラリズムの主要な構成要素

- ①平等な基本的諸自由(諸権利)のリスト(政治的権利を含む)。
- ②自由の優先(より大きな福祉と自由が競合関係にある場合、自由が優先される)。
- ③社会の全成員に、これらの諸権利と諸自由を活用していくうえで適切な汎用的手段(基本財)を(政府が)保障すること。具体的には所得と富の公正な分配、教育やヘルスケアの供給。
- ⇔リバタリアニズムやネオリベラリズムには③の要素がない。



- (2)現代アメリカ政治においてリベラルな平等主義が要求するもの
- ①選挙資金改革による金権政治の打破
- ②教育機会の公正な平等
- ③普遍的ヘルスケア制度
- ④雇用の保障
- ⑤男女平等
- ⑥差別と人種主義の廃絶

(3)政治的リベラリズム

現代社会の不変の条件としての「リーズナブルな多元主義」: どの社会にも多種多様な宗教的・道徳的・哲学的価値観が並存する。それらは互いに一致することはないが、しかし互いに寛容になり、共通の政治制度を支持することは不可能ではない。

これを可能にするための条件としての「リベラルな正統性」: リベラルな基本的諸自由・諸権利を保障する憲法が存在し、その憲法が特定の価値観だけに訴えることによってではなく、さまざまな価値観の間の緩やかなコンセンサス(重なり合うコンセンサス)に訴えることによって正当化されること(公共的正当化)、そして政府の権力がそうした憲法の枠内でのみ行使されること。

ロールズは、『正義論』(初版 1971年、改訂版 1999年)の目標を次のように定めている。

本書の達成目標は、ロック、ルソー、カントに見られるような、社会契約というよく知られた理論を一般化しかつ抽象度を一段と高めた、正義の構想のひとつを提出することに向けられている。そうした目標を達成するためには、原初的な契約を特定の社会に入るためのもの、もしくは特定の統治形態を設立するためのものだと考えるべきではない。むしろ本書を導く理念によれば、社会の基礎構造に関わる正義の諸原理こそが原初的な合意の対象となる。それらは、自分自身の利益を増進しようと努めている自由で合理的な諸個人が平等な初期状態において(自分たちの連合体の根本条項を規定するものとして)受諾すると考えられる原理である。…正義の諸原理をこのように考える理路を〈公正としての正義〉と呼ぶことにしよう(ロールズ『正義論 改訂版』、16頁)。

以下では、『正義論 改訂版』、『公正としての正義 再説』(2001 年)によりながら、ロールズの正義論を概観する。詳しく知りたい人は、『正義論』、1-4 節、24-26 節、および『再説』、1-7 節、27 節を参照せよ。

2. 義務論における価値の分節化

ロールズは善ないし財(good)を大きく二種類に分ける。善の構想の優劣を論じるのではなく、基本財の分配の公正さを論じるのがロールズの公共哲学である。

- (1)「善の構想」(conceptions of the good):「リベラリズムのきわめて重要な仮定は、平等な市民が、善についての異なった、そしてたしかに共約しがたい和解不可能な諸構想をもつということである」。

3. 人格(市民)と社会の基本的な観念

ロールズは民主的な社会の市民(私たち)が共有していると考えられる基本的な諸観念に 依拠して議論を展開する。とくに重要なのは市民と社会の観念である。 the difference between rational and reasonable in Rawls' terms: rational is logically sound. Reasonable is moderate, realistic and not too far-fetched or unattainable. It is rational to charge an inordinate amount of money for a bottle of water when someone is dying of thirst. However, it is not reasonable. Regardless of the purchaser's ability to pay the sum, it is unreasonable to charge that much for a bottle of water.

power

(1)二つの<mark>道徳的能力</mark>をもつ道徳的人格=<mark>市民</mark>:自らの「善の構想」を形成、修正、追求する能力(合理性)。「正義感覚」をもって社会的協働の公正な条件に従う能力(理にかなってい reasonable occ b)。

(2)社会的協働(a social cooperation)のシステムとしての社会:市民はその協働に参加し、その「便益」と「負担」を公正にシェアする。相互性(reciprocity)の関係としての社会。

The existence of such a concept of reason indicates that we are all constituents of a system of social cooperation and are fluent in its language and nuanced ramifications.

4. 公正としての正義(justice as fairness)

ロールズ自身の正義の構想の呼称である。 社会契約論の伝統を受け継いでいるので、契約理論とか契約説と言われることもある。「公正な初期状況において合意されるものが正義の諸原理である」、言い換えれば、公正な手続きが実質的内容をもつ正義原理を正当化するという考え方を指す。

「公正な初期状況」=「原初状態」(original position):全当事者間の関係が対称的である・不偏性(impartiality)を満たす状態。

当事者(parties):「自分自身の利益を増進しようと努めている自由で合理的な諸個人」。

5. 原初状態と正義の構想の選択

原初状態という思考実験は、理にかなった(reasonable)選択状況のもとでの合理的な (rational)推論をモデル化している。「合理的な人間が、平等な自由という理にかなった仮説的状況で下すであろう選択が正義原理を確定する」。

原初状態を、社会がなくて個人しかいない「自然状態」や、文明が未発達な「原始状態」 と誤解してはならない。私たちがいまここで正義について考えるときに立つはずの仮説 的な視点が原初状態である。

(1)原初状態における合意の対象

何が選ばれるか:「社会の基礎構造」(the basic structure of society)を規制すべき正義の構想が選ばれる。

基礎構造:市民がもつ基本的な権利と義務を規定し、社会的協働がもたらす便益と 負担を分配する主要な諸制度の体系的な組み合わせ。

候補となる正義の構想:ロールズ自身の挙げる「正義二原理」のほか、功利主義的な正義 の構想、卓越主義的な正義の構想などが候補として示される。ただし、実際に比較される のはもっぱら功利主義の構想。

(2)原初状態における当事者の推論についての想定

以下の四つの想定を置いたとき、原初状態の当事者は功利主義的な原理(古典的原理、平均効用原理、混成構想)ではなく、ロールズの提唱する正義の二原理を全員一致で選択すると主張される。

①「無知のヴェール」(the veil of ignorance): 情報についての制約。自己と他者の相違についての情報(体力・才能・ジェンダー・人種・階級などの違い)が隠される。各人は同一の合理的推論にもとづいて正義の構想を選択する

なぜ無知のヴェールか:いくつかの広く合意される条件から、無知のヴェールの想定は問

題なく導かれるとロールズは信じている。

- (a)正義原理の選択の場面では、偶然的な事情で有利な人と不利な人がいるべきではない。
- (b)各人固有の情況に合わせて原理を「仕立てる」ことは不可能であるべきだ。
- (c)特定の性向、願望、善の構想が原理に影響を及ぼすべきではない。
- ②「相互に無関心な合理性」(the mutually disinterested rationality):動機づけについての制約。羨望(envy)を排除する。当事者は他者の境遇との比較によって動機づけられるのではなく、自らの境遇の改善によってのみ動機づけられる。

※羨望:「他の人々がわれわれよりも幸運であるということが、われわれの利益を 損なわない場合にすら、彼らのより大きな善を敵意をもってみる性向」。

- ③「コミットメントの緊張」(the strains of commitment): 心理についての想定。自分たちが遵守できない(遵守できるとしてもきわめて難しい)と知っている合意を当事者は取り決めようとしない。
- ④マキシミン・ルール(maximin rule):選択の際に従うルール。諸々の最小値のなかで最もよいものを選択する・悪い事態がいくつか考えられるとき、そのなかで本当に最悪のものを避ける。

6. 正義の二原理(the two principles of justice)の内容

第一原理(平等な自由原理)と、第二原理(公正な機会均等原理と格差原理)からなる。 すなわち、実質的には三つの原理がある。『公正としての正義 再説』13 節に掲げられた 最終的な定式を示す。

第一原理:「各人は、平等な基本的諸自由からなる十分適切な枠組への同一の侵すことのできない請求権をもっており、しかも、その枠組は、諸自由からなる全員にとって同一の体系と両立するものである」。

※基本的諸自由:政治的自由、言論・結社の自由、良心・思想の自由、財産(動産)を有する 権利をともなった人身の自由、恣意的な逮捕・押収からの自由等の市民的自由および政治 的自由。

第二原理:「社会的・経済的不平等は、次の二つの条件を充たさなければならない。第一に、社会的・経済的不平等田、機会の公正な平等という条件のもとで全員に開かれた職務と地位に伴うものであるということ。第二に、社会的・経済的不平等が、社会のなかで最も不利な状況になる構成員にとって最大の利益になるということ」。

※公正な機会の平等「自然的資質の配分〔の非対称性〕が存在するとして、同じレヴェルの才能と能力をもち、それらを用いようという同じ意欲をもつ人々は、社会システムにおける彼らの最初の地位(initial position)にかかわりなく、つまり、彼らが属する所得階級にかかわりなく、同じ成功への見通しをもつべきである」。

優先順位の規則(priority rule)

三つの原理の間には、辞書的な優先順位がある。最初に第一原理が充足されなければならず、その後に公正な機会均等原理が、最後に格差原理が考慮される。つまり、社会的・経済的な不平等の緩和のために、基本的諸自由が制限されることはあり得ない。

優先順位は、不正義とみなされる事柄に対処する順序を表している。

- (1)平等な自由原理(形式的な機会の平等)⇒「属性」による差別の禁止。
- (2)公正な機会均等原理⇒社会的偶然性の排除。たんに差別がないだけでなく、学歴や職業の機会をめぐる競争がすべての人にとって実質的に「フェアな条件」で行われることを求める。具体的には、不利な境遇に生まれた子供が有利な境遇に生まれた子供と対等に競争できるようにするため、富の集中を制限し教育に公的資金を投入することを要求する。 (3)格差原理⇒自然的偶然性の排除。公正な機会均等原理には限界がある。①家族制度を前提とするかぎり、完全な機会均等はあり得ない。②公正な競争にも運が悪いだけで敗者になる人は存在する。そこで格差原理は「社会秩序は、そうすることが運に恵まれない人びとのましな暮らし向きに資さない限り、より裕福な人びとの予期をさらに魅力あるものにしたりそれを保護したりするものであってはならない」と主張する。

disparity and difference in environment between families.

第二原理の複数の解釈:「民主的な平等」の擁護

縦軸には、「機会があらゆる人に開かれている」とはどういうことかに関する二つの解釈が、横軸には「不平等が(最も不遇な人を含めた)あらゆる人の利益になる」とはどういうことかに関する二つの解釈が示される。全部で四通りの解釈がある。

	効率性原理	格差原理
形式的な機会の平等	A 自然的自由の体系	B 自然的な貴族制
公正な機会の平等	C リベラルな平等	D 民主的な平等

A:他の人々の状況を悪化させることなくある人々の状況を改善する余地がない場合、 財の分配は効率的である(パレート原理)。

B:より優れた生来の才能をそなえた人々のより大きな利益は、才能に恵まれない人々 Trickle down economics; except Rawls does not go as far as to say that maximizing the profit of the naturally well endowed will inevitably bring about larger profits for the rest of the population. Wealth distribution must be closely policed to make sure that this happens. C:「同じレヴェルの才能や能力」とそれを用いようとする「同じ意欲」がある場合、各人は平等に処遇される。

D: 才能、能力、意欲の点で異なる人々が市民としての資格において平等に処遇される。

7. 功利主義が選ばれない理由

功利主義原理では、少数派の基本的な自由や権利が侵害されたり、経済的・社会的に最も不利な分配を受ける人の利益が他の人の利益のために犠牲にされたりする可能性を完全には否定できない。言い換えると、功利主義原理では、一定の人々が市民間の相互性の関係から排除されてしまう恐れがある。しかも、一度功利主義の原理を選んだ以上は、自分がそのような最も不遇な状況に置かれた時でさえも、その原理を尊重しそれに従わなけ

ればならない(コミットメントの緊張)。これは市民にとって耐えがたい、最悪のなかでも最悪の事態である。こうした特徴づけは、古典的功利主義についてのみならず、功利主義の最も洗練されたヴァージョンである制限つき平均効用原理にも当てはまる。

これに比べると、正義の二原理を選べば、最悪の事態はずっとましである。平等な基本権はかならず保障される。自分が富や所得の点で最も不利な分配を受け取ることになったとしても、その不利な分配も公正な競争の結果であり、なおかつ自分の最大限の利益になっている。すなわち相互性の関係から排除されるおそれはない。

したがって原初状態の当事者は、功利主義原理と、正義の二原理のどちらかを選べと言われたとき、マキシミン・ルールにしたがって功利主義原理を退け、正義の二原理を選ぶ。 功利主義は最悪のシナリオの中でもより悪い帰結をもたらす可能性があるからである。 よりましな選択肢として正義の二原理があるのに功利主義原理を選ぶことは、合理的ではない。

8. 福祉国家批判と財産所有のデモクラシー(property-owning democracy)の構想

既存の福祉国家においては「経済的・社会的不平等を規制すべき相互性(互恵性)の原理(a principle of reciprocity)が承認されていない」。

- (1)「福祉国家型資本主義」(welfare state capitalism)の難点
- ①重大な格差を許容する(経済的な力の政治的な力への翻訳):政治的自由の「公正な価値」 (fair value)は保障されず、社会の一部が社会の全体を支配するのを許す。
- ②事後的なミニマム保障にとどまる:自尊の社会的基盤を損ない、安定した社会統合を維持することができない。生の見通し(prospect of life)における甚大な格差を許容する。

(2)財産所有のデモクラシーの構想

<事後的な救済>から<事前の資源の分散>へ。事前の資源の分散をいかにして実現するのか?①「民主的な平等」を実現するために相続や不動産所有に規制を加える。②教育や職業訓練を通じた人的資本の分散を図る。

9. 政治社会の安定性(『正義論』第3部の主題)

二原理にのっとった、正義に適った諸制度をもつ社会(秩序だった社会)は、それを支持する動機づけを成員にもたらすがゆえに安定している。そうした動機づけを期待しえない正義の構想(功利主義)は理に適っていない。

人々はそうした諸制度にしたがって行動しようとする「正義感覚」(正義の徳性、正義の感情)をもっており、正しく行為することは各人の善(合理的な人生計画の追求)と一致している(「正と善の合致」)。

したがって秩序だった社会の市民は、フリーライダーにならない強い傾向を持つ。

[資料]

■古典的自由主義(古典的リベラリズム)

「自由主義」という言葉自体は、19世紀の所産である。だが、自由主義的な考え方の種子がまかれたのは、むしろ17世紀であった。古典的自由主義は、約3世紀の政治的経験のい

わば成果として、19世紀に一応の完成をみる。この古典的自由主義の本質を簡潔に述べるならば、すべての個人に国家や宗教組織をはじめとする既存の共同体の権威や強制からの自由を保障しようという考え方、ということになる。…そこでは、自由な個人が同じ自由を持つ他者といかにして共存していくか、という問題が決定的に重要になってくる。古典的自由の主義の最大の意義は、この共存のためのルールを経験的に導き出したところにある。/では、古典的自由主義が見出した共存のためのルールとはいかなるものか。ここではそれを三つに大別して、順次説明していくことにする。その三つとは、①生命と私的所有の保障、②信仰・思想・表現の自由、③権力の多元性の確立(権力分立)である(久米ほか『政治学〔補訂版〕』、53頁)。

■自由主義とリベラリズムの違い

「自由主義」という我が国で流通している定訳は、「自由(liberty)を根本理念とする思想」という一般的理解を表現しているが、この理解はリベラリズムの複雑性を的確に捉えていない。…第一に、自由そのものが多義的であり、しかも自由のどの定義にもリベラリズムを還元することはできない。…第二に、自由の尊重や人間の解放の追求はリベラリズムだけの特徴ではない。…第三に、影響力の大きいリベラルな思想家の中には、自由を尊重しながらも、これを根本理念とはせず、一層根本的な他の理念からの派生物として扱う者が少なくない(「リベラリズム」、『岩波哲学・思想事典』、720頁)。

■現代アメリカの「リベラリズム」の由来

…デューイによれば、自由主義を再活性化するためには、個々人をより高い段階へと導く ように社会の仕組みを考えなければならず、個人の競争関係のみを一方的に強調するので はなく、互いの協力関係について新たに構想すべきだというのである。何よりも必要なの は大衆が物質的不安を感じないで済むようにすることであるが、この点で自由放任主義と いう立場は何よりも変えられるべきであり、それに変わって経済活動を規制できる計画を 作り、個人の個性と人格の発達のためにそれを社会的に利用できるようにすることである。 新しい自由主義は、社会の財産である知性・科学の力と政府の力とを結びつけることによっ て、「社会化された経済制度」を構築しなければならない。…かくして今や、経済活動に 対する政府の介入や規制こそ、自由主義の大きな特徴になっていく。…かくして個人の自 由な発達という自由主義の根本理念を新たな方法によって実現する新しい自由主義がここ で展開されたのであった。言うまでもなく、この議論はファシズムと共産主義の嵐が吹く 中で、魅力を失っていた自由主義の新たな可能性を切り開く必死の試みであったのである。 /ところでこの議論は自由主義というシンボルをめぐって激しい議論がアメリカで繰り広 げられたことを示している。このうち、個人主義的で自由放任主義に傾斜する古いタイプ の自由主義は保守主義と呼ばれるようになる。個人の自由と競争を徹底的に強調するこの 保守主義と、身分制や権威主義に足場を持つ伝統的保守主義との違いは余りに大きい。前 者は伝統的秩序を尊重するよりは、資本主義と市場メカニズムに対する楽観主義を持ち、 ダイナミックに変化する社会には対して基本的に好意的である。個人の独立独歩を強調し、 誰にも頼らない点で、いわゆる企業家や西部劇の世界が保守主義のアナロジーとして用い られる。これに対して、個人のより高度な発達を目標に、経済面での政府の役割を強調す る流れがリベラリズムと呼ばれるようになる。デューイは正にリベラリズムの重要な理論家であった。そこから政府が経済運営に大きな責任を持つシステム、政府によるさまざまな社会的サービスの提供、福祉国家化といった流れがリベラリズムと結びついていった。七〇年代初頭に公刊されたジョン・ロールズの『正義論』はリベラリズムの精神を理論的、体系的に展開したものとして多大の注目を集め、それをめぐって多くの論議が行われた(佐々木『アメリカの保守とリベラル』、13-14 頁)。

■リベラルで政治的な正義の構想:ロールズ

リベラルで政治的な正義の構想は、その意味を広くとるなら、その内容として三つの主要 な要素をそなえています。すなわち、平等な基本的諸権利と諸自由からなるリスト、これ らの「諸権利と」諸自由の優先、そして、社会の全成員に、これらの諸権利と諸自由を活 用していくうえで適切な汎用的手段を保障することです。…/…平等な基本的諸自由は、 平等な政治的諸自由――投票し、公職に立候補する権利、あらゆる種類の自由な政治的言 論の権利――を含みます。それはまた、市民的諸自由――自由な非政治的言論の権利、自 由な結社の権利、そしてもちろん良心の自由の権利――を含みます。これらの自由に加え て、機会の平等、移動の自由、自分自身の精神および身体への権利(人格が損なわれない こと)、個人的所有の権利、そして最後に、法の支配がカバーする自由および公正な裁判 への権利が、平等な基本的諸自由に含まれます。 / …リベラリズムの内容の第二の要素は、 諸自由には一定の優先性、すなわち一定の力と重みが与えられるということです。このこ とは実際、諸自由は通常、より大きな社会福祉を達成するために、あるいは卓越主義的な 価値のために犠牲にされることはありえない、ということを意味します。…/リベラリズ ムの内容の第三の要素は、先に示したように、その原理が、社会のすべての成員に対して 自分の自由…を活用していくうえで十分な汎用的な物質的手段への要求を与えるというこ とです。この汎用的手段(all-purpose means)は、私が基本財 [基本善] (primary goods)と 呼ぶものに含まれます。基本財は、基本的諸自由と平等な機会に加え、所得と富、そして たとえば教育やヘルスケアなど、必要な財への要求を適切なものとして含みます。/リベ ラルな見解の内容はこれら三つの要素をそなえると述べることで私が言いたいのは、どの ような馴染みのあるリベラルな見方も、程度の差はあれ、この広範な記述に適合するとい うことです」(ロールズ『ロールズ政治哲学史講義 I』、19-21 頁)。

■社会契約論の更新

本書の達成目標は、ロック、ルソー、カントに見られるような、社会契約というよく知られた理論を一般化しかつ抽象度を一段と高めた、正義の構想のひとつを提出することに向けられている。そうした目標を達成するためには、原初的な契約を特定の社会に入るためのもの、もしくは特定の統治形態を設立するためのものだと考えるべきではない。むしろ本書を導く理念によれば、社会の基礎構造に関わる正義の諸原理こそが原初的な合意の対象となる。それらは、自分自身の利益を増進しようと努めている自由で合理的な諸個人が平等な初期状況において(自分たちの連合体の根本条項を規定するものとして)受諾すると考えられる原理である。…正義の諸原理をこのように考える理路を〈公正としての正義〉と呼ぶことにしよう(ロールズ『正義論 改訂版』、16頁)。

■正義の一般的観念

すべての社会的諸価値――自由と機会、所得と富、自尊の社会的諸基礎――は、これらの一部または全部の不平等な分配が各人の利益になるのでない限り、平等に分配されるべきである(『正義論 改訂版』、86頁)。

■コミットメントの緊張 (the strain of commitments)

こうした当事者たちは、コミットメントの緊張を斟酌するにいたる。受け容れがたい帰結をもたらすかもしれない合意に、当事者たちが加わるはずがない。たいへんな難儀をしなければ忠実に守れない合意を当事者たちは避けるだろう。原初的な合意は最終的であり、永続的に締結されるものである以上二度目のチャンスは存在しない。起こりうる帰結の重大な性質を考慮すると、コミットメントが負わせる重荷の問題はとりわけ深刻なものとなる。人は、自らの人生の見通しを左右するようになる基準をたった一度で選択しようとしている。さらに私たちが合意に加わる場合、たとえ最悪の可能性が現実となることが判明したとしても、その合意を尊重することが可能でなければならない。そうでなければ、私たちは誠意をもって行為してこなかったことになる。したがって当事者は、自分たちはあらゆる状況においておのれのコミットメントに忠実でありうるかどうかを注意深く考察しなければならない(『正義論 改訂版』、239頁)。

■「自然的自由の体系」の道徳的恣意性

自然的自由の体系[A・スミス]においては、初期分配は〈才能に開かれた地位〉という考え方に暗黙に含まれている取り決めによって規制される。この取り決めは、(第一原理が特定する)平等な自由および自由経済市場を前提としている。これは、すべての者がすべての有利な社会的地位に近づく同じ法的権利をもつという点で形式的意味での機会の平等を要求する。しかし、社会的条件の平等または類似性を維持する努力は…[ほとんど]払われることがないので、任意の期間についての資産の初期分配は、自然的・社会的偶然性(natural and social contingencies)によって大きな影響を被る。たとえば、現在の所得と富の分配は、それに先行する自然的資産、つまり生まれつきの才能と能力(natural talents and abilities)が伸ばされたり成果をまたずに放置されたり、それを活かすのに社会環境と事故や幸運などの偶然事とが時の経過につれて良くも悪くも作用したことによる自然的資産の効果の積み重ねとしてある。直観的判断でいえば、自然的自由の体系の最も明白な不正義は、それが道徳的観点(a moral point of view)から見てひどく恣意的なこれらの要素によって、分配上の取り分が不当に左右されることを許容する点にある(『正義論 改訂版』、72-73 頁。下線は引用者による)。

■「リベラルな平等」の限界

〈リベラルな〉 〔平等という〕構想が〈自然本性的自由の体系〉よりもいっそう好ましく 思われるのは明らかであるものの、それでもまだ直観的にはどうやら欠陥がありそうに見 える。ひとつには、たとえ〈リベラルな〉構想が社会的な偶発性の影響力を取り除く上で 申し分なく機能したところで、その構想は富や所得の分配を能力や才能の生来の分布が決 定することを依然として容認してしまう。後ろ盾となる制度編成が許容する範囲内におい てであれ、分配上の取り分は生来のめぐり合わせの結果いかんが決めるのであり、その結果は道徳の見地からすれば独断・専横的で根拠がない(arbitrary)。所得や富の分配を歴史的・社会的な運/不運任せにする理由がないように、生来の資産の分布に委ねる理由もない。その上なお、〔この構想のもとだと〕少なくとも何らかの形態の家族が存続する限り、公正な機会の原理は不完全な形でしか実行できない。生来の潜在的諸力がどれほど発達し結実するかの度合いは、あらゆる種類の社会的な条件と階級ごとに異なる態度によって影響をこうむる。努力しようとする意欲、挑戦する意欲、さらに(普通の意味での)功績や資格を手に入れようとする意欲といったものでさえ、幸福な家庭と社会的情況とによって決まってしまう。同じような生来の資質・賦存を有する人びとに対して、達成や教養の平等なチャンスを確保するのは実際上不可能なのだから、この事実を認めた上で生来のめぐり合わせ自体の独断・専横的で根拠のない影響をも緩和してくれる、ひとつの原理を採択したいと望んでもよかろう(『正義論 改訂版』、100頁)。

■共通の資産としての才能の分配状況

格差原理が表しているのは、実際、自然的才能の分配を一つの共通の資産(a common asset)とみなし、この才能の分配がどのような便益を生みだすのであれ、それを分かち合おうという合意である、ということがわかる。生来恵まれた境遇にある人々は誰であれ、その幸運から、そうした幸運をもたなかった…人々の境遇を改善するという条件においてのみ、利益を得ることが許される。[社会の]基礎構造は、そうした[自然的・社会的]偶然性が最も不利な立場にある人々の境遇の改善に役立つようにそれを編成することができる。私たちは、誰もが、その人の置かれた自然的資産の分配における恣意的な地位や、社会における最初の地位から——互いに利点を与えたり、受け取ったりして[そうした偶然性の効果を]補償し合うことなしに——利益を得たり、損失を余儀なくされることのない社会システムを打ち立てようと願うのであれば、格差原理へと導かれることになる(『正義論改訂版』、101-102 頁)。

■「福祉国家型資本主義」(welfare state capitalism)の問題性

…[福祉国家型資本主義においては]背景的正義(background justice)が欠けており、所得や富に不平等があると、その構成員の多くが慢性的に福祉に依存するような、意気消沈したアンダークラスが育つかもしれない。このアンダークラスは、放置されていると感じ、公共的な政治文化に参加しない。/他方、財産所有のデモクラシーにおいては、自由で平等な者とみなされた市民間の公正な協働システムとしての社会という観念を基本的な制度において実現することが目標である。これを行うためには、基本的な制度は、最初から、市民たちが平等の足場で十分に協働する社会構成員であるために十分な生産手段を広く市民たちの手に握らせなければならないのであり、それを少数の人々だけのものにしてしまってはならない。こうした生産手段には物的資本と並んで人的資本(human capital)も含まれる。つまり、知識と諸制度の理解、教育を受けた諸能力、そして訓練された技能である。このようにしてのみ、基礎構造は、ある世代から次世代へとわたる純粋で背景的な手続き的正義を実現することができるのである。/われわれは、こうした条件のもとではアンダークラスが存在しないだろうと期待する(『公正としての正義 再説』、249 頁)。

■「財産所有のデモクラシー」の利点

財産所有のデモクラシーは、これ[一部の階層による生産手段の独占]を回避するが、それはいわば各期の終わりに、さほどもたざる人々に所得を再分配することによってではなく、むしろ各期のはじめに、生産用資産と人的資本(つまり教育と訓練された技能)の広く行き渡った所有を確保すること、しかも、これらすべてを公正な機会の平等を背景にして確保することによってである。その狙いは、ただたんに不測の事故や不運のために敗北した人々を手助けすることではなく(手助けしなければならないのではあるが)、むしろ、適正な程度の社会的・経済的平等を足場にして、自分自身のことは自分で何とかできる立場にすべての市民をおくということである(『公正としての正義 再説』、248 頁)。

■政治社会の安定性と正義感覚

安定性(stability)の問題も考慮に入れる必要がある。正義にかなったシステムは、自分を支えてくれるものを生みださねばならない。これが意味するところは、このシステムは対応する正義感覚——すなわち、正義なるものを理由としつつ、システムのルールに従って行為しようとする実効的な欲求——を成員たちにもたらすべく編成されねばならない、という要請にほかならない。よって、安定性の要件および正義の諸原理と衝突する欲求は抑制されるべしとの規準が相まって、いっそうの制約を制度に課すことになる。制度は正義にかなったものであるべきのみならず、それらに参画している人々に正義の徳性(virtues of justice)を助長するよう組み立てられねばならない。この意味において、正義の原理は、社会的・経済的な制度編成が尊重すべき人格の理想を部分的に定める。…/以上の考察の要点は、公正としての正義は、いわば現行の欲望や利害関心の言うなりに振り回されるものではない、というところにある。公正としての正義は、アプリオリな熟慮を持ち出さずに、社会システムを評価するためのアルキメデスの点を設ける。社会の長期的な達成目標は、現在のメンバーがもつ特定の欲求やニーズとは無関係に、大筋で決まっている。また制度は正義の徳性を育み、かつその徳性と両立しない欲求や希求を抑制するものであるため、理想的な正義の構想も定義される(『正義論 改訂版』、352-353 頁)。

■「各人に各人の努力に応じて」という常識の指針に対する批判

道徳的な功績(desert)に報いることに直観的に最も近いように思われる指針は、…努力 (effort)に応じた分配の指針である。しかしながら、人が意欲的になす努力は当人の生得的能力および技能と当人が手にしている選択肢とによって影響されるということが、ここでも明らかだろう。才能や資質において恵まれた人々が他の条件が同じであればまじめに努力する可能性は高いだろうし、また彼らのより大きな幸運に関する部分を差し引く方法は皆無であるように思われる。功績に報いるという理念は実行不可能(impracticable)である(『正義論 改訂版』、415 頁)。

■「各人に各人の貢献(contribution)に応じて」という常識の指針に対する批判

…労働の限界生産物は需要と供給に依存している。ある個人が労働によって貢献するものは彼の技能に対する企業の需要によって異なるし、また翻って、彼の技能に対する企業の需要はその企業の生産物に対する[市場の]需要によって異なる。ある人の貢献は同じ才能

を提供する人がどれだけいるかによっても影響される。すると、根底にある市場要因とそれが反映する機会の利用可能性とが適正に統制されないかぎり…貢献の指針に従えば正義に適った結果になるなどという見込みはない(『正義論 改訂版』、410 頁)。

■家庭環境と努力への意欲

その上なお、少なくとも何らかの形態の家族が存在するかぎり、公正な機会の原理は不完全な形でしか実行できない。生来の潜在的諸力がどれほど発達し結実するかの度合いは、あらゆる種類の社会的な条件と階級毎に異なる態度によって影響を被る。努力しようとする意欲、挑戦する意欲、さらに(普通の意味での)功績や資格を手に入れようとする意欲といったものでさえ、幸福な家庭と社会状況によって決まってしまう(『正義論 改訂版』、100頁)。

■正義の諸構想のリスト

- A. 正義の二原理
 - 1. 最大限の平等な自由という原理
 - 2. (a)(公正な)機会均等の原理
 - (b) 格差原理
- B. 混成された諸構想(上の A2 を次の原理のいずれかに置き換えたもの)
 - 1. 平均効用原理
 - 2. 次のいずれかの制約に服する平均効用原理
 - (a) 一定のソーシャル・ミニマムが維持されていること
 - (b) 財の多寡の分布が全体としてあまりに開きすぎていないこと
 - 3. B2 のいずれかの制約に服した平均効用原理と公正な機会均等原理との混成
- C. 古典的な目的論の諸構想
 - 1. 古典的効用原理(功利主義)
 - 2. 平均的効用原理
 - 3. 卓越性原理
- D. 直観主義の諸構想
 - 1. 総効用と平等な分配原理との間で兼ね合いをはかること
 - 2. 平均効用と矯正原理との間で兼ね合いをはかること
 - 3. 一応明白な諸原理のリストの兼ね合いをはかること
- E. エゴイズムの諸構想(厳密にはエゴイズムの諸構想は選択候補にもならない)
 - 1. 第一人称の独裁政——万人が私の利益に奉仕すべきである
- 2. ただ乗り——私はそうすることを選択しないとしても、私を除く万人は正しく行為 するべきである
- 3. 一般的なエゴイズム——誰でも好きなように自分の利益を促進することが許されている(『正義論 改訂版』、166-167 頁を若干改めた)

■制限つき効用原理と格差原理の違い

争点となるのは、(狭義の)分配的正義の最も適切な原理であり、また、格差原理と制限つき

効用原理のいずれが、自由で平等な者としての市民という構想と、そのようにみなされた市民間の公正な協働システムとしての社会という構想とにとって、よりふさわしいのかということである。…格差原理が相互性の観念を含んでいるという事実が、格差原理を制限つき効用原理から区別する。後者は、平等もしくは相互性に向かう内在的傾向をもたない総量最大化原理である(『公正としての正義 再説』、215 頁。訳文を改めた)。

■相互性または互恵性(recioprocity)の観念

公正としての正義において理解されているように、相互性とは、次のような正義原理によって表現される市民間の関係である。つまり、そうした正義原理は、社会的世界を規制するにあたって、その世界のなかで協働に従事し、そのルールと手続きの要求に従って役割を果たすすべての人が、適切な比較の標準によってはかられる適切な利益を受けるべきことを要求する(『公正としての正義 再説』、366-367 頁。訳文を改めた)。

格差原理は基本構造に適用されるものだから、それに含意される相互性のより深い観念 (the deeper idea of reciprocity)とはこうである。社会的諸制度は、最も恵まれない人々を含む誰の利益にもなるような場合を除いては、生まれつきの才能、生まれた時の社会的地位、人生の途上で出会う幸運や不運といった偶然的諸事情を利用してはならない。これは、そのような避けられない偶然事についての、自由で平等とみなされた市民間の公正な企てを表わしている(『公正としての正義 再説』、218 頁。訳文を改めた)。

■才能の相補性

共同資産(common asset)とみなされるべきものは、生まれつきの才能の分配ないし分布である。つまり、人々の間の違いである。そうした違いには、同一種類の才能(体力や想像力等々)に関する違いだけでなく、異なる種類の才能の違いも含まれる。こうした多様性が共同資産とみなされうるのはなぜかというと、そのような多様性によって、さまざまな才能をそれらの間の違いを利用して適切な仕方で組織化すれば、無数の相補性(possible numerous complementarities)が可能になるからである(『公正としての正義 再説』、131-132 頁)。

■功利主義との違い

たとえば、社会の大部分がある宗教的もしくは性的な実践をひどく嫌っており、それらを 忌まわしいものと見なしていると想定しよう。この感情は非常に激しいので、そうした実 践が公衆の面前から遠ざけられることだけでは事足りない。そうした実践が執り行われて いるとただ考えるだけでも、大多数の人びとに怒りや憎悪を起こさせるには十分なのであ る。道徳的な見地からすればこうした態度は支持しえないとしても、不合理であるとして そうした態度を排除する確実な方法はないように思われる。その結果、欲求の最大充足を 追求することは、社会的な損害を引き起こさない行為に対して、過酷な抑圧的手段を取る ことを正当化することになろう。このような事例において個人の自由を擁護するために は、こうした情況にあっても、長期における相対的利益の実質残高は依然として自由の側 にある、ということを功利主義者は示さなければならない。そしてこの論証は、成功する 可能性もしない可能性も有している。/しかしながら、<公正としての正義>にあっては、こうした問題は決して生じることはない。大多数の人びとの強い確信であっても——実際、それが先立って確立された正義の原理に少しも基づいていないたんなる選好に過ぎないならば——そもそも重要性を持つことがない。そうした感情の充足は、平等な自由の権利要求に対抗しうるような価値を有してはいない。…契約論にあっては、自由の根拠は既存の選好から完全に分離している。実際、私たちは正義の諸原理を、他の人びとの振る舞いを評価するときに特定の感情を考慮に入れないことへの合意と考えてもよい(『正義論 改訂版』、590-591頁)。

■反照的均衡

「…だがおそらく原理と確信[熟考された判断]の間に食い違いが生じるだろう。その場合に私たちはひとつの選択を行う。初期状態の説明の方を修正するか、それとも現在の判断の方を見直すかのどちらかの選択肢が選べる。というのは、暫定的な定点として採用した判断であろうとも修正を免れないからである。ある場合は契約の状況に関する条件を変更し、別の場合は私たちの判断を取り下げてそれらを諸原理に従わせるといったような仕方で、行ったり来たりを繰り返すことを通じて、ついに初期状態の記述のひとつ——理にかなった条件を表すとともに、十分に簡潔にされ訂正された私たちのしっかりとした判断と合致する原理を生みだしてくれるものを見いだすだろう。この事態を〈反照的均衡〉(reflective equilibrium)と呼ぶことにする。最終的に私たちの原理と判断が適合し合っているから「均衡」なのであり、どのような原理に判断を従わせたのか、および原理を導き出した前提が何かを知っているのだから「反照的」と名づけられる(『正義論 改訂版』、28-29 頁)。

■自己尊重(self-respect)

ところで私たちの自尊は通常、他者が示す敬意に依存している。私たちの奮闘努力は他の人々から尊重されていると感じるのでないかぎり、私たちの目的が促進するに値するという確信を維持することは、不可能ではないまでも難しい(第 67 節)。それゆえこの理由から、市民としての礼節(civility)をもって互いを扱い、自分の行為の根拠を——とりわけ他者の権利要求を退けようとするときに——自発的に説明することを求める、相互尊重の自然本性的な義務を当事者たちは受諾することになろう(第 51 節)。さらに、自分自身を尊重する人々は互いを尊重し合う傾向が強く、逆もまた同じであると想定できよう。自己卑下は他者の侮蔑へといたり、嫉みがそうであるように、他者の善を脅かす。自尊は相互的な自己支持(reciprocally self-supporting)をもたらす(『正義論 改訂版』、242-43 頁)。

■基本財としての自由時間と仕事の機会の保障

これまで論じてきた基本財の指数は仕事には触れておらず、そして最も不利な立場にある人々とは最も低い指数をもった人々である。すると最も不利な立場にある人々とは、生活保護で暮らしながらマリブ海岸で1日中サーフィンに興じている人々のことなのだろうか。/この問題は、二つの仕方で扱うことができる。すなわち、一つは、誰もが標準的就業時間働いていると仮定することであり、もう一つは…一定量の余暇時間を基本財の指数

に含めることである。働かない人々は8時間分の余分な余暇時間をもっているから、そうした余分な8時間を現に標準時間働いている最も不利な立場にある人々の指数と等価なものと数えることにある。サーファーたちは何とかして自活しなければならないのである。 / もちろん、もし余暇時間が基本財の指数に含まれるのなら、社会は、実りある仕事 (fruitful work)の機会が一般に入手できるよう手段を講じなければならない(『公正としての正義 再説』、311-312 頁)。

■『正義論』と 『政治的リベラリズム』の違い

『正義論』では、公正としての正義が、一つのリベラルな包括的教説(comprehensive doctrine)として提案され…その秩序だった社会の全構成員がこの同じ教説を支持しているとされるのである。こうした類の秩序だった社会は理に適った多元性の事実と矛盾するものであり、それゆえに、『政治的リベラリズム』はそうした社会を不可能なものとみなすのである。…『正義論』と『政治的リベラリズム』の二著は、どちらも公共的理性の観念を有するものであるが、非対称的である。『正義論』においては、公共的理性がリベラルな包括的教説によりあたえられる。それに対し、『政治的リベラリズム』にあっては、公共的理性が、自由で平等な市民たちに共有される諸々の政治的価値にかんする推論=理由づけの方法となり、そしてこの理性は、市民たちの包括的教説が民主的な政治形態と両立するかぎりにおいて、それらの教説に干渉しない(「公共的理性の観念——再訪」、『万民の法』、256-257 頁)。

■重なりあうコンセンサス(overlapping consensus)

政治的リベラリズムが、複数の包括的教説の理に適った重なりあうコンセンサスについて語るとき、それは次のことを意味している――つまり、宗教的なものも非宗教的なものも含め、こうした包括的教説のすべてが、立憲デモクラシーの社会を保障するある一つの正義の政治的構想を支持しており、しかも、この政治的構想に含まれる諸々の原理、理想、規準は、相互性(reciprocity)の規準を充たすということである。したがって、理に適ったすべての包括的教説は、立憲デモクラシーの社会とこれに対応する政治的制度――すなわち、良心の自由と信教の自由を含む、すべての市民に平等な基本的な権利と自由――を肯定していることになる。それに対し、このような民主的社会を支持することができない包括的教説は、理に適ったものと呼ぶことはできない。そのような教説の原理や理想は相互性の規準を充たしておらず、さまざまな面で、平等な基本的諸自由を確立することができない(「公共的理性の観念――再訪」、『万民の法』、247頁)。

「猫文

John Rawls, *A Theory of Justice* (Harvard University Press, 1971; revised edition, 1999). 川本隆史/福間聡/神島裕子訳『正義論 改訂版』(紀伊國屋書店、2010年)。

- ----, 『公正としての正義』(木鐸社, 1979 年)。[日本で編集された論文集]
- ——, Political Liberalism (Columbia University Press, 1993; expanded edition, 2005).

- —, Justice as Fairness: A Restatement (Harvard University Press, 2001). 田中成明/ 亀本洋/平井亮輔訳『公正としての正義 再説』(岩波書店、2004年)。
- —, Lectures on the History of Moral Philosophy, Barbara Herman (ed.), (Harvard University Press, 2000). 坂部恵監訳『ロールズ哲学史講義』上・下(みすず書房、2005年)。
- —, Lectures on the History of Political Philosophy, Samuel Freeman (ed.), (Harvard University Press, 2007). 齋藤純一/佐藤正志/山岡龍一/小田川大典/谷澤正嗣/高山裕二訳『ロールズ政治哲学史講義』上・下(岩波書店、2011年)。

福間聡『ロールズのカント的構成主義——理由の倫理学』(勁草書房、2007年)。

福間聡『「格差の時代」の労働論――ジョン・ロールズ『正義論』を読み直す』(現代書館、2014年)。

井上彰編『ロールズを読む』(ナカニシヤ出版、2018年)。

井上達夫『共生の作法――会話としての正義』(創文社、1986年)。

井上達夫『他者への自由——公共性の哲学としてのリベラリズム』(創文社、1999年)。 亀本洋『格差原理』(成文堂、2012年)。

川本隆史『現代倫理学の冒険——社会理論のネットワーキングへ』(創文社、1994年)。 川本隆史『ロールズ——正義の原理』(講談社、1997年)。

チャンドラン・クカサス/フィリップ・ペティット『ロールズ——『正義論』とその批判者 たち』(勁草書房、1996 年)。

久米郁男/川出良枝/古城佳子/田中愛治/真渕勝『政治学〔補訂版〕』(有斐閣、2011年)。

盛山和夫『リベラリズムとは何か―ロールズの正義の理論』(勁草書房、2006年)。

田中将人『ロールズの政治哲学——差異の神義論=正義論』(風行社、2017年)。

谷澤正嗣「ジョン・ロールズ『政治的リベラリズム』をめぐる批判——安定性の追求とそのコスト」、『早稲田政治経済雑誌』第 341 号(2000 年)、367-402 頁。

『岩波哲学・思想事典』(岩波書店、1998年)。

以上